

学生に選ばれる企業になりませんか？

関市インターンシップ交通費等補助金

インターンシップ実施に伴い、学生が支払った交通費や宿泊費等を企業が負担した際の一部を補助する制度です。学生の経済的負担を軽減することで、魅力ある事業所として気兼ねなく応募してもらえる企業となるよう支援します。

◆補助制度の概要

①補助対象者 関市内の事業所等でインターンシップを実施する企業等

※企業等の例：事業所、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校法人、金融機関

②補助条件等

- ・学生が支払った交通費、昼食代、保険料、宿泊費を企業が助成していること。
- ・市税を完納していること。
- ・3日以上インターンシップが対象。
- ・1事業者あたり同一年度につき5名までの学生が対象。
- ・労働の対価(賃金等)を支払っていないこと。

③補助額 ※関市 HP「関市インターンシップ交通費等補助金について」に掲載してある「申請にあたっての留意事項」を必ずご確認ください。

補助対象経費	補助金の額
交通費 ①居住地からインターンシップを行う事業所等を往復した実費額 ②経済的かつ合理的であると認められる経路で移動する際に要した経費	補助対象経費の3分の2以内の額 ※ただし、1人当たり10,000円を上限とする。(公共交通機関を利用せず、学生が自家用車で往復した場合は、別紙の方法で距離を計算し1km×20円で計算)※企業車対象外
昼食代	
保険料	
宿泊費	補助対象経費の3分の2以内の額 ※ただし、1泊当たり5,000円かつ1人当たり2泊分の額を限度とする。

※交通費、昼食代、保険料は合算した額。

※宿泊費はインターンシップに参加するために前泊・後泊が必要な学生において、前泊・後泊を含む最大4泊までを補助の対象とする。

◎補助制度をご利用される場合は、[みんサポホームページへ企業情報、インターンシップ情報を事前にご登録ください!](#)

<関市みんなの就職サポートセンター>

関市役所 2階 商工課内

TEL 0575-23-7335 (直通) MAIL shoko@city.seki.lg.jp